

令和2年5月12日

岩手県内旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局岩手運輸支局

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて
(新型コロナウイルスの感染拡大防止のための適性診断の受診に係る特例措置について)

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)では、事業用自動車の運行の安全を確保するため、旅客自動車運送事業者は、事故惹起運転者等の運転者に対して、適性診断を受けさせることとされておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、今般、適性診断の受診について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知願います。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間(以下「緊急事態宣言期間」という。)が変更された場合の適性診断の受診期間の取扱いについては改めて通知するものとする。

記

1. 事故惹起運転者への特定診断の受診に係る特例措置について

事故惹起運転者への特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱの受診については、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省令第1676号。以下「指針」という。)第二章4(1)において「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヶ月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2ヶ月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

2. 高齢運転者への適齢診断の受診に係る特例措置について

高齢運転者への適齢診断の受診については、指針第二章4(3)において、「65才に達した日以後1年以内」、「65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」、「75才に達するまでに3年以内ごと」、「75才に達した日以

後1年以内」、「75才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後1年以内ごと」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2ヶ月を加えた期間は当該受診期間に含めないものとして扱う。

3. その他適性診断の受診の取り扱いについて

初任運転者への初任診断の受診については、事業継続のために初任運転者を事業用自動車に乗務させる必要がある等、やむを得ない事情がある場合を除き、控えること。なお、やむを得ない事情があるため初任運転者に初任診断を受診させる場合は、マスクの着用等の感染予防策を講じること。